

広報くまむら災害臨時お知らせ版 第12号

災害に伴い発行部数を少なくしています。周りの人に広くお知らせください。掲載する情報は事情により変更する可能性があります。次回のお知らせは8月2日の予定です。

令和2年7月31日発行

【編集と発行】

球磨村役場 球磨村災害対策本部

創生班 広報 ☎ 0966(32)1114

保険証や現金なしで医療機関等を受診可能

令和2年7月豪雨により、健康保険証や公費負担手帳等、紛失して手元にない方は医療機関等の窓口で申告していただくことで、健康保険証等なしで受診できます。今回、災害救助法の適用市町村に居住し、かつ、次のいずれかに該当する被災者の方は、医療保険の窓口負担や介護保険料の利用料について、支払いが不要になります。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又は、これに準ずる被災をされた方※り災証明の提示は必要なく、窓口での口頭で申告してください。
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な疾病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

各保険証の発行と有効期限の延長について

現在、災害の影響で郵送できない状態が続いており、住民の皆さまにはご不便とご心配をおかけしており誠に申し訳ございません。復旧の目途がつかましたら、送付等の段取りを進めたいと考えております。

つきましては、急ぎ保険証等必要な方につきましては、役場での窓口で発行を行っておりますので、お手数ですが役場まで直接お越しくください。

なお、8月以降も新しい被保険者証が届くまでの間は7月末日が期限の被保険者証をお持ちし、引き続き使用できます。

問い合わせ 球磨村役場健康衛生課保険医療係
☎ 0966(32)1139

重度心身障害者医療費について

○受給者証の更新

このことについて、現在お持ちの受給者証は、7月末日が有効期限となっており更新が必要です。しかしこの度の令和2年7月豪雨災害に伴い、受給者証の有効期間を10月末日まで延長致します。また、更新の手続きに来られる方については下記のとおりです。なお、更新で来庁する際にはご連絡ください。

- 1 期日 8月3日(月)から10月30日(金)まで(土日祝日除く)
- 2 時間 8時30分から17時まで
- 3 場所 球磨村役場 住民福祉課 福祉係
- 4 持参するもの
①印鑑(認印可) 本人であれば自筆でも可能 ②現在お持ちの「重度心身障害者医療費受給者証」(黄色)
③健康保険証※国民健康保険及び後期高齢者医療の方は来庁時に交付します。

○令和2年7月末の支払いについて

7月末に予定しておりました、重度心身障害者医療費の支払いについては8月末の支払いと合わせて支払いを行います。

問い合わせ先 球磨村役場 住民福祉課福祉係 ☎ 0966(32)1112

「宅地内堆積土砂撤去」と「公費解体」の選び方

「宅地内堆積土砂撤去制度」は、宅地（事務所を含む。以下同じ。）の所有者から申請を受けて、宅地内に堆積した土砂等を村が撤去するものです。「公費解体制度」は、建物の所有者から申請を受けて、損壊した建物等を村が解体撤去を行うものです。

それぞれ宅地内から土砂や災害ごみを除去することができますが、建物の解体撤去の可否や着手時期など下記の表のとおり違いがありますので、2つの制度を比較していただきご判断いただく必要があります。

	宅地内堆積土砂撤去	公費解体
目的	被災者の生活再建を迅速に実現する	生活環境保全上の支障を除去する
事業の概要	原則、宅地内に堆積した土砂（その中に混じっているガレキを含む。）の撤去	建物（納屋などの附属家など含む。）の解体撤去及び宅地内に堆積した土砂（その中に混じっているガレキを含む。）の撤去
罹災判定の要否	罹災証明書は不要です。	半壊以上の判定が必要です。
申請の要否	必要	
費用負担	所有者に費用負担なし ※既に自費で解体撤去した場合には、費用償還との差額が発生する場合があります。	
着手時期	7月末からの予定	決まり次第お知らせします

※それぞれについて、個別に申請していただく必要があります（公費解体の申請受付開始については、決まり次第お知らせします。）。

選択にあたっての考え方

堆積土砂等を撤去した後に家屋等を改修し、居住予定の方

家屋等を解体する予定の方



宅地内堆積土砂撤去
(応急修理などを併用)

公費解体

宅地（事務所）内堆積土砂撤去申請受付中

受付場所 コミュニティセンター清流館
(球磨村役場横)

受付時間 9時から15時
(土日祝日含む)

問い合わせ

球磨村役場建設課 ☎0966(32)1116

球磨村役場窓口（住民票、戸籍、印鑑証明登録交付、諸証明発行、り災証明書申請受付、被災証明申請受付）

受付時間 9時から15時まで（土日含む）8月15日(土)は窓口休止

り災証明交付窓口

開始日 8月3日(月) 場所 球磨村総合運動公園さくらドーム 交付時間 9時から15時まで ※交付対象者に個別連絡

生活再建支援及び住まい支援に関する相談窓口及び被災者再建支援金の申請窓口

開始日 8月3日(月) 場所 球磨村総合運動公園さくらドーム 窓口時間 9時から16時まで

仮設住宅申込受付窓口

受付場所 球磨村役場、旧熊本県立多良木高等学校避難所、人吉一中避難所 受付時間 9時から17時まで 受付締切日 8月14日(金)

災害ごみ

搬入時間 9時から12時/13時から16時 時間共通 ※球磨中グラウンドは7月31日まで

カレンダー内表記

みのぼる…ふれあいパークみのぼる（山江村）、球磨中 G…球磨中学校グラウンド、神瀬…神瀬福祉センターたかおと横防災広場

金	土
7/31	8/1
災害ごみ開場箇所 みのぼる 球磨中 G(最終日) 神瀬	災害ごみ開場箇所 みのぼる (8/1 は休場) 神瀬(8/1 は開場)

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
災害ごみ搬入開場	災害ごみ搬入開場 り災証明交付開始 被災者生活支援金 申請開始	災害ごみ搬入開場	災害ごみ搬入開場	災害ごみ搬入休場	災害ごみ搬入休場	災害ごみ搬入開場
9	10	11	12	13	14	15
災害ごみ搬入開場	災害ごみ搬入開場	災害ごみ搬入開場	災害ごみ搬入休場	災害ごみ搬入休場	災害ごみ搬入休場 仮設住宅申込締切	災害ごみ搬入休場 役場窓口休止